

令和 6 年度分析確認調査委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公告

令和 6 年 4 月 16 日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

本業務については、放射線等監視事業における監視測定項目についての精度管理を行う必要がある。そのため、全ての項目の相互分析による比較検討が可能である公益財団法人日本分析センターに業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、公益財団法人日本分析センターとの契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人日本分析センターと当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 6 年度分析確認調査委託業務
- (2) 業務内容 放射能等測定精度の管理業務
- (3) 実施期間 令和 6 年 5 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 6 年 5 月 27 日

3 業務目的

放射線等監視事業における監視測定項目について第三者機関による精度管理を行う必要があることから、分析比較試料の分析結果を相互に比較し、適正な測定精度を保つものである。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 放射能分析確認調査業務について過去 5 年間以上継続実施した実績を有すること。
- (7) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。

- ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約期間中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
- イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター 放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布期間及び場所

ア 配布期間：令和 6 年 4 月 16 日（火）～令和 6 年 4 月 26 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所：(1)に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和 6 年 4 月 16 日（火）～令和 6 年 4 月 26 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

（参加資格要件の不適合通知期限 令和 6 年 5 月 1 日（水））

6 審査方法等

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 5 時までとする。（提出場所及び提出方法は 5 (3) に同じ。）

(10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす

- ので留意すること。
- (11) 詳細は公募説明書による。

公 募 説 明 書

令和 6 年 4 月 16 日に公告した令和 6 年度分析確認調査委託業務への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 6 年度分析確認調査委託業務
- (2) 業務内容 放射能等測定精度の管理業務
(「分析確認調査委託業務仕様書」(別紙 1) のとおり)
- (3) 実施期間 令和 6 年 5 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 6 年 5 月 27 日

2 当該招請の趣旨

本業務については、放射線等監視事業における監視測定項目についての精度管理を行う必要がある。そのため、全ての項目の相互分析による比較検討が可能である公益財団法人日本分析センターに業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、公益財団法人日本分析センターとの契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、公益財団法人日本分析センターと当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

3 業務目的

放射線等監視事業における監視測定項目について第三者機関による精度管理を行う必要があることから、分析比較試料の分析結果を相互に比較し、適正な測定精度を保つものである。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 放射能分析確認調査業務について過去 5 年間以上継続実施した実績を有すること。
- (7) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約期間中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター 放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 参加意思確認書の配布期間及び場所

ア 配布期間：令和 6 年 4 月 16 日（火）～令和 6 年 4 月 26 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所：(1)に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和 6 年 4 月 16 日（火）～令和 6 年 4 月 26 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書（別紙 2）を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

（参加資格要件の不適合通知期限 令和 6 年 5 月 1 日（水）

6 審査方法等

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和 6 年 5 月 8 日（水）午後 5 時までとする。（提出場所及び提出方法は 5 (3) に同じ。）

(10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

分析確認調査委託業務仕様書

1 目的

放射線等監視事業において実施している分析精度の管理を目的とする。

2 業務概要

岡山県環境保健センター（以下「当センター」という。）及び受託者が同一試料（分析比較試料）の分析を実施する。受託者は、その分析結果の検討評価を行うとともに、必要に応じて研修等による技術支援を行う。

3 業務内容

(1) 分割法

①元素分析

当センターが採取して、分割した環境試料（以下「分割試料」という。）を当センターと受託者でそれぞれ独立に前処理及び分析を行い、その結果を相互に比較検討する。

ア 試料の種類及び数

種 別 項 目	陸 水	土 壤	生物質	計
ラジウム分析	1	1	1	3
ウラン分析	1	1	1	3

イ 元素分析試料の採取・送付

当センターが試料採取して、分割等を行った後に必要事項を記載して受託者へ送付する。また、必要に応じて受託者は当センターに協力するものとする。

②積算線量測定

蛍光ガラス線量計（RPLD）をモニタリングポイントに同時に設置して積算線量測定を行い、その結果を相互に比較検討する。

ア 試料の種類及び数

種 別 項 目	ポイント	比較対照用 (鉛箱保管)	計
RPLD	1	1	2

※ 測定は5 Lot 以上の平均値を用いること。

イ 積算線量計の設置・測定

受託者から専用の運搬箱に入れて送付された線量計を当センターが受け取り、所定の地点に設置（約3か月間）する。回収後は受託者が当センターから返送された受託者の線量計の積算線量測定及び解析を行う。なお、受託者と当センター間の運搬時被ばくについては、受託者で線量計を用意して当センターへ送付し、回収後の素子（2試料）とともに当センターから受託者に返送する。

(2) 標準試料法

①元素分析

受託者がトレーサビリティの取れた試料（以下「標準試料」という。）を調製し、分析結果を得たものを当センターが分析を行い、これらの分析結果を相互に比較する。

ア 試料の種類及び数

種 別 項 目	陸 水	土 壤	海産生物 (テングサ)	計
ラジウム分析	1	1	0	2
ウラン分析	1	1	1	3

イ 標準試料の送付・測定

受託者は元素が均質に分布するように調製した標準試料を当センターへ送付する。受領後に当センターは測定結果を受託者へ送付する。

(3) 分析・測定方法等

前処理、分析及び測定は、文部科学省及び原子力規制庁放射能測定法シリーズ 14「ウラン分析法」（平成 14 年改訂）、同 16「環境試料採取法」（昭和 58 年）、同 19「ラジウム分析法」（平成 2 年）、同 27「蛍光ガラス線量計を用いた環境 γ 線量測定法」（平成 14 年）に準じて行う。

(4) 分析結果の検討

受託者は、検討すべき項目及び基準を定め、当センターから送付された資料に基づいて分析結果等に係る検討を行うとともに、添加値等との比較を行い、必要に応じて当センターとの打合せや再分析等の検討を行うこと。

(5) 報告書の提出

受託者は分析結果及び検討結果を報告書としてとりまとめ、当センターへ 3 部提出すること。

(6) 分割試料の廃棄

当センターから受託者に送付した分割試料は、適切な方法で廃棄すること。

(7) 技術支援

受託者は必要に応じて、分析研修等の技術支援を行うこと。

4 実施期間

令和 6 年 5 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、当センターと協議の上、決定するものとする。

(別紙2)

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地

商号又は名称

印

(代表者職氏名)

令和6年度分析確認調査委託業務に参加したいので、関係書類を添えて応募します。

なお、公募に参加できる者の資格を満たしていること、添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び公募に係るすべての条件を十分理解し承知の上であることを誓約します。

記

- 1 法人の定款又は寄附行為、パンフレット等
- 2 事務所等の所在地、名称等を示す書類
- 3 委託業務に係る従事者及び設備等を示す書類
- 4 仕様書に示す分析確認調査業務について過去5年間以上継続実施した実績を示す書類
- 5 委託業務に係る見積書（積算内訳を記載したもの）
- 6 その他事業説明資料

(担当者)

所属

職名・氏名

電話番号

FAX 番号